

令和7年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」に係る広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が実施する「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」に係るプログラム、冊子等（以下「各種広告媒体」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 各種広告媒体に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告の内容等については、要綱第4条及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告掲載紙面の売渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告主に売り渡すものとする。

(広告主の選定)

第5条 広告主は、あらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）にて公募し、選定する。

2 前項の設定価格による選定に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

(広告内容等の修正)

第6条 県は、広告の内容等が各種法令またはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の内容等、広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月10日から施行する。